

小規模多機能型居宅介護銀ちゃんの家サテライト

重要事項説明書

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています
【豊岡市指定 第 2894400346 号】

当事業所は、利用者に対して（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援、要介護認定(以下「認定等」)の結果、認定された方が対象となります。認定等をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能ですが、サービス利用料金は全額自費負担となります。認定後は申請日に遡って自己負担分を除く全額が介護保険から払い戻されます。

§ 目 次 §

1. 事業者
 2. 事業所の概要
 3. 事業所の説明
 4. 契約締結からサービス提供までの流れ
 5. 職員配置状況
 6. 当該事業所が提供するサービスと利用料金
 7. サービス利用をやめる場合
 8. サービス提供における事業者の義務
 9. サービス利用に関する留意事項
10. 損害賠償について
11. 苦情の受付について

1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 銀ちゃんの家
- (2) 法人所在地 豊岡市泉町 7-30
- (3) 電話番号 (0796) 23 - 8301
- (4) 代表者氏名 葉賀 由美子
- (5) 設立年月日 平成14年 1月11日

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 木造 2階建て
- (2) 建物の延べ床面積 155.69m²
- (3) 周辺環境

駅前区（正法寺）山陰本線線路を挟んで、芸術文化観光専門職大学の西側に位置し、住宅地の中で安静な場所にある。

3. 事業所の説明

- (1) 種類 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 目的

この規定は特定非営利活動法人銀ちゃんの家が開設する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。※運営規程第1条より

- (3) 名称 小規模多機能型居宅介護銀ちゃんの家サテライト
- (4) 所在地 豊岡市正法寺480番地の4
交通機関 JR豊岡駅徒歩10分
- (5) 電話番号及びFAX番号 電話・FAX 0796 - 34 - 8410
- (6) 管理者氏名 葉賀 晴彦
- (7) 運営方針

当事業所は、次に掲げることを運営方針とする。

1. 利用者が住み慣れた家庭や地域社会で継続して生活できるように利用者及びその家族を支援する。
2. 通所サービスにおいては利用者が今まで暮らしてきた家庭的な場を提供することで情緒的安定を図るとともに、日常生活のなかでのリハビリテーションを大切にする。
3. 訪問サービスでは、利用者が生活をしてきた近隣地域とのかかわりを大切にし、利用者の孤独感の解消を図るとともに、自立した生活が維持できるよう支援する

4.

利用者の状況、希望等を踏まえて、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を策定し、利用者が自発的に日常生活を楽しむことができるよう必要な援助を行う。

5.

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

6.

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が生きていくことに希望が持てるような介護の技術をもって対応していくものとする。また、介護離れをしないよう、ご家族の皆さんにも、介護技術の提供を行い、利用者が家庭に住み続けられるような介護のサービスの提供を行う。

7.

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、運営推進委員会を設置し、定期的に関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(8) 開所（サービス開始）年月日

令和 7年 6月 10日

(9) 通常の事業の実施地域

豊岡市（港地区、竹野町、城崎町、日高町、出石町及び但東町は除く）

(10) 開設日及び営業時間 365日24時間

	営業時間	利用の仕方	定 員
通 所 時 間	7:00～19:00	希望と計画によるもので調整有	12名まで
宿泊	19:00～翌9:00	計画・希望によるもので調整有・延長は随時	6名まで
訪問提供時間	24時間 電話番号	希望と計画によるもの・突発的なことにも対応 24時間連絡体制 0796 - 34 - 8410	

(11) 登録定員 18名

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、「居宅介護サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画(以下、「個別サービス計画」という。)に定める。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第3条参照)

① 当事業所の管理者は介護支援専門員に個別サービス計画の原案作成や必要な調査等の業務を担当させます。



② その担当者は個別サービス計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③個別サービス計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、利用者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。



④個別サービス計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認させていただきます。

利用者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。⁽²⁾

①認定を受けている場合

○個別サービス計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。



居宅サービス計画(ケアプラン)の作成



○作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

②認定を受けていない場合

○認定の申請に必要な支援を行います。
○個別サービス計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただくこともあります。(償還払い)



認定された場合

○居宅サービス計画(ケアプラン)を作成いたします。

必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。



居宅サービス計画(ケアプラン)の作成



○作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

5. 職員の配置状況 ※運営規程第4条より

当事業所は次のとおり管理者を配置する。

管理者 1名（兼務）

管理者は指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の従業者の管理及び指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の申し込みに係る調整などの業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。介護職員も兼ねて勤務する。

2. 当事業所は次のとおり計画作成担当者（介護支援専門員）1名（兼務）以上を配置する。

計画作成担当者は、登録者の居宅サービス計画及び指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当するものである。利用者の心身の状況、および希望及び置かれている環境を踏まえて、援助の目標、サービスの内容等を作成する。地域の中で多様な生活が続けられること、又は、家族の介護の負担を軽減することを目的として、通所サービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせたサービスの形態を提供していくものとする。

3.

当事業所は（介護予防）小規模多機能型居宅介護従事者（以下「介護従事者」という。）を配置する。

介護従事者のうち介護職員を次の通り配置する。

介護職員（常勤・非常勤含む）8名以上（兼務有）

介護職員は利用者に対して各種サービスを提供する。

介護従事者のうち看護職員を（「看護師又は准看護師」をいう。）を次の通り配置 する。

看護職員（常勤・非常勤含む） 1名以上（兼務有）

看護職員は利用者の健康管理や機能訓練等を行う。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して下記のサービスを提供します。

○（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス

また、サービスについて以下場合があります。

- (1)利用料が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の金額を利用者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付となるサービス（契約書第4条参照）

1) サービスの概要

①食事（但し、食材料費は別途いただきます）

- ・ 当事業所ではご契約者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
（昼食時間）12:00～13:00

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりの方の機械浴は行いません。

③排泄

- ・ 利用者の排泄の介助を行います。

④個別機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 看護職員が、健康管理を行います。

2) サービス利用料金

下記の料金表によって、利用者の認定に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービス利用料金は利用者の認定に応じて異なります。）

	自己負担／1ヵ月小規模多機能分	宿泊を利用する場合（5,350円／1日）	
要支援1	3,450円	部屋代	3,500円
要支援2	6,972円	朝食代	500円
要介護度1	10,458円	昼食代	600円
要介護度2	15,370円	おやつ代	150円
要介護度3	22,359円	夕食代	600円
要介護度4	24,677円		
要介護度5	27,209円	その他個人に係る費用	適宜

サービス加算料	自己負担金
---------	-------

初期加算	30円/1日
認知症加算(Ⅲ)	760円
看護職員配置加算(Ⅱ)(介護予防・短期利用除く)	700円
訪問体制強化加算(介護予防・短期利用除く)	1000円
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)(短期利用除く)	800円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(短期利用除く)	350円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ(所定単位数の13.4%を算定)	

上記は1割負担で、負担割合2～3割の場合は、それに応じて負担額が変わります。

○

利用者が未だ認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担金額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

○ 利用者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第10条参照)以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。⁽²⁾

〈サービスの概要と利用料金〉

サービス利用は指定を受けた当事業所での通所サービス、自宅への訪問サービス、介護困難時における宿泊サービスになります。宿泊サービスにつきましては前記の通りとなりますが、個人的に特別かかった料金につきましては実費負担とさせていただきます。^①

② 食事の材料費

利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：※サービス利用料金(1日あたり)参照

③ 日用品購入費用

④ おむつ代(実費相当額)

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただく

ことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥ 洗濯費用

宿泊サービスご利用中の場合は無料（日用品電気代一切に含む）

デイサービスご利用中に当施設にて洗濯が必要になった場合（送迎時含む）

一般洗濯物 200 円/1 回

当施設にて乾燥に時間の掛かるもの、布団、毛布など 500 円/1 回

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第 7 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は次のとおりお支払い下さい。

1 ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、お手元に送付いたします納入通知書により、翌月末までに指定金融機関でお支払い下さい。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の人員及び定員等の状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に 6 ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 17 条参照）

利用者が死亡した場合

要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合

事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④ 施設の消滅や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 18 条、第 19 条参照)

契約の有効期間中であっても、利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には即時に契約の全部又は一部を解約解除することができます。

介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

事業所の運営規程の変更に同意できない場合

利用者が入院された場合(一部解約はできません)

利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合 (一部解約はできません)

⑤

事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

⑦

事業者もしくはサービス従事者が濃い又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑧ 他の利用者が当利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的なおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第20条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させて頂くことがあります。

①

利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合

②

利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた細則にもかかわらずこれが支払われない場合

③

利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④

利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、利用者が重大な自傷行為(自殺にいたるおそれがあるような場合)を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合(契約書第21条参照)

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助(契約書第17条参照)

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

8. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条)

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第14条に規定される義務を負います。当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のこと

を守ります。

利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。

利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者から聴取、確認します。

非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

④

利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。

⑤

利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合、

その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡をおこなう等必要な処置を講じます。

⑦

9. サービス利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

- 刃物類、火薬類等の利用者のサービスや施設管理上支障があると思われる物
- ペット類
- その他、管理者が制限する必要があると認めたもの。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条、第13条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
 - 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に修復していただくか又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 禁煙

施設外の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 損害賠償について(契約書第14条参照)

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者

の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

〔職名〕 管理者 ・ 葉 賀 晴 彦

施設長 ・ 佐 藤 良 介

○受付時間 毎日 9:00～17:00

TEL 0796-34-8410

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○兵庫県国民健康保険団体 連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332 - 5617 受付時間 8:45～17:15 月～金 祝祭日・年末年始（12/29～1/3）除く
○豊岡市健康福祉部 高年介護課	所在地 豊岡市立野町12番12号 電話番号 (0796) 24 - 2401 受付時間 8:30～17:15 月～金 祝祭日・年末年始（12/29～1/3）除く

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 時 分

説明場所 ・ 小規模多機能型居宅介護銀ちゃんの家サテライト
1階相談室
・ ご自宅

その他

事業者 特定非営利活動法人 銀ちゃんの家 印

事業所 小規模多機能型居宅介護銀ちゃんの家サテライト

職 種 管理者

氏 名 葉賀晴彦

印

同 意 書

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意いたしました。

利用者

住所

氏名

印

私は、利用者が事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、利用者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名

印

（利用者との続柄）

立会人

住所

氏名

印

（利用者との続柄）

個人情報使用同意書

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス事業所

重要事項 7 . サービス提供における事業者の義務（契約書第 1 0 条・ 1 1 条）の⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたっては、知り得た利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません【守秘義務】

ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者との契約の終了に伴う他機関への援助を行う際にも、利用者またはご家族に同意を得た上で、円滑に利用者が他機関の援助をスムーズに受けられるよう情報を提供することがあります。

その他、報告会や研修の題材やHPへの掲載など必要性のある場合には、その都度同意を得るようにします。

令和 年 月 日

同意者

住所

氏名

印

（利用者との続柄）